9　(1)　(a)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用を随時検討し、必要に応じ、借款の効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。
10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。
本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十二年三月二十九日にマニラで
フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　卜部敏直
フィリピン共和国
外務大臣　アルバート・デル・ロサリオ閣下

付　表

1	2		3	4	5
事業計画名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　中部ルソン接続高速道路計画	二百二十七億九千六百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
2　幹線道路バイパス計画（第二期）	四十五億九千百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
3　パッシグ・マリキナ川河川改修計画（第三期）	百十八億三千六百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・二 〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	七年
4　洪水リスク管理計画（カガヤン川、タゴロアン川、イムス川）	七十五億四千六百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	八年
5　灌漑（かんがい）セクター改修・改善計画	六十一億八千七百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
6　ミンダナオ持続的農地改革・農業開発計画	六十億六千三百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
総　額	五百九十億千九百万円				

（フィリピン側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十二年三月二十九日にマニラで
フィリピン共和国
外務大臣　アルバート・デル・ロサリオ
フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　卜部敏直閣下

○外務省告示第百四十六号

平成二十四年三月三十日にリロングウェで、第二次国道一号線南ルクル橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　第二次国道一号線南ルクル橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　寒川富士夫在マラウイ大使
マラウイ側　ケン・リペンガ財務・開発計画大臣
平成二十四年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○外務省告示第百四十七号

平成二十四年三月三十日にリロングウェで、第二次中等学校改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　第二次中等学校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億八千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　寒川富士夫在マラウイ大使
マラウイ側　ケン・リペンガ財務・開発計画大臣
平成二十四年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修